

令和8年3月栃木市教育委員会定例会会議録

令和8年3月栃木市教育委員会定例会を、令和8年3月27日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理者 五十嵐 幸男委員 西脇 はるみ委員
大塚 裕子委員 館野 知美委員 岩崎 好宏委員

2 本委員会の欠席委員は、なし

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 次 長	五 十 畑 肇
教 育 総 務 課 長	飯 島 彰
参事兼学校教育課長	堀 江 真 哉
保 健 給 食 課 長	寺 内 晴 子
生 涯 学 習 課 長	長 澤 紀 恵
美 術 ・ 文 学 館 課 長	高 久 一 典
教 育 総 務 課 主 幹	早 乙 女 豊
学 校 教 育 課 主 幹	篠 崎 智 延
学 校 教 育 課 副 主 幹	海 老 沼 宏 明
学 校 教 育 課 主 査	椿 拓 也

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

後藤 正人 委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 赤川 優奈

6 本委員会の会議案件は、次のとおり

日程第 1 会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

報告第 1 号 栃木市学校職員安全衛生管理要領の制定について

協議第 1 号 栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第 7 号 栃木市就学援助費交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 8 号 栃木市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 9 号 栃木市篤志奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 10 号 小規模特認校制度の適用方針について

議案第 11 号 栃木市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 12 号 栃木市社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 13 号 栃木市いじめ問題対策専門委員会への諮問について

日程第 4 その他

《会 議》

教 育 長 一 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 一

教 育 長 日程第1 会議録の承認についてでございます。2月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様にご配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。

— なしの声 —

教 育 長 それでは、会議録への署名を岩崎委員にお願いいたします。

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

1 栃木尋常小学校 校務日誌について

2 絵本に合わせピアノ演奏「おとのえほん」 (3月27日付 下野新聞より)

教 育 長 私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。

— なしの声 —

教 育 長 次に、日程第3 議事に入ります。なお事前に送付できなかった案件について、本日、議案書2としてお配りさせていただいております。次第の順番と異なりますが、議案書1、議案書2の順でご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、議案書1をご覧ください。報告第1号 栃木市学校職員安全衛生管理要領の制定について、を議題といたします。保健給食課長 寺内課長より、説明をお願いします。

保健給食課長 [説明要旨]

学校における職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するため、栃木市学校職員安全衛生管理要領を制定したことから、教育委員会に報告する旨説明。

教 育 長 報告第1号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

館 野 委 員 この年間スケジュールを見ると、高ストレスや長時間勤務の方へのアプローチになるのかなと思いますが、内科の先生なので、ストレスに伴う内科的疾患などの身体的な不具合といった、健康面の衛生安全管理というように受け取ったのですが、高ストレスになると、精神衛生的なものだったり、ストレスからくる不安だったり、精神的なサポートについては、含まれないのでしょうか。

保健給食課長 中元先生は産業医の資格をお持ちの方で、まずは相談をさせていただいて、そこからどのようにしたらいいか繋げていただければと思います。

教 育 長 内臓疾患に限らず、精神疾患に関わるようなことも診ていただけるということですか。

保健給食課長 メインは精神面ですが、内科の先生ですので体調面の相談も受けていただけるかと思えます。

館 野 委 員 両方とも大丈夫ということですか。

保健給食課長 メインはメンタルや長時間労働に関してのことですが、身体的な不調についても相談にのってくださるかと思えます。

館 野 委 員 学校内にメンタルヘルスの相談窓口についての掲示がされているかと思いますが、それとはまた別の機関ですか。

保健給食課長 それは県のもので、別の機関のものになります。

教 育 長 ありがとうございます。他にご質問等ございますか。

大 塚 委 員 ストレスを感じる方というのは、自分から「私は高ストレスなので面談をお願い

します」と申し出た人が対象なのか、それとも学校や周囲から、「ストレス溜まっていますよね、面談したらどうですか」と勧めてもらおうことになるのか、面談まではどのような流れになっているのでしょうか。

保健給食課長 毎年ストレスチェックを行っていて、その中で高ストレスという判断をされた方が相談をしたいということであれば、相談を受けていただけますし、高ストレスと判断されなくても、普段から少しストレスを感じるなという先生方がいれば利用していただけるようになっています。

教 育 長 あくまでもデータからだけではなくて、自分で不調を感じたり、例えば周りとか管理職から見て、相談した方がいいんじゃないかという人にも声をかけていただくということですね。他にご質問等ございますか。

西 脇 委 員 4番の報酬のところ、職員数1人につき450円を加算した額とありますが、職員数とは診察した人数のことですか。

保健給食課長 診察した人数ではなく、栃木市立小中学校教職員全員分になります。

教 育 長 ありがとうございます。他にご質問等ございますか。

後 藤 委 員 私は第一種衛生管理者の資格をだいぶ前に取得しましたが、その時に、これは快適な職場環境の実現と労働条件の改善、そして労働者の安全と健康を確保するために必要なものと言われました。千葉県为国家試験の会場に行ったときに、医師免許を取得するような、難しい試験科目がたくさんあり、最終的には取得できましたが、ただ自分がイメージしていたのは、学校関係者としてこの資格が役に立つだろうと思って受験したんですが、一度も役に立っていないんですね。学校現場においては、衛生推進者という言い方をしていますが、衛生管理者という言葉をあえて使ってないということは、そういった資格がなくても各学校において、校長や教頭を、衛生推進者とするという考え方でよろしいのでしょうか。

保健給食課長 衛生管理者と衛生推進者につきましては、労働安全衛生法で決められておまして、衛生管理者については、常時50人以上の職員がいる学校、50人未満の学校については、衛生推進者を置くこととなっております。衛生管理者については、学校を巡視したり、設備や作業方法等の衛生状況を常に管理するということになりますが、衛生推進者につきましては、講習会を受けた方が対象となりまして、栃木市では、総務人事課から各学校の教頭先生を選任しております。衛生推進者の具体的な内容については、施設や設備の点検、使用状況の確認、健康診断や健康の保持増進等の措置をしたり、衛生教育に関することが役割となっております。特に資格はいらないということですよ。

教 育 長 特に資格は必要なく、講習会を受ければ対象となります。

保健給食課長 講習会はどこでやっているんですか。

教 育 長 講習会はどこでやっているんですか。

保健給食課長 総務人事課からの資料によりますと、公益財団法人栃木県市町村振興協会で毎年夏頃に開催をしている講習がありまして、講習を受けていない場合には、教頭先生に受講の案内をしております。

教 育 長 ありがとうございます。他にご質問等ございますか。

一 納 し

教 育 長 では、報告事項ということですので次に進めさせていただきます。次に、議案第8号 栃木市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について及び、議案第9号 栃木市篤志奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

については、関連がありますので一括して審議といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

所得及び課税に関する証明を一本化するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を制定すること、及び、栃木市篤志奨学金給付条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第8号及び議案第9号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

西 脇 委 員

住民税決定証明書と所得課税証明書は全く同じ内容のものですか。読み方が変わるだけですか。

教育総務課長

中身は同じです。市全体として、この名称に変更するというので、教育委員会だけではなく市長部局についてもこの名称が変わるということです。

教 育 長

名称変更に伴う改正ということですね。それでは、議案第8号及び議案第9号について、一括して採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

議案第8号及び議案第9号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第10号 小規模特認校制度の適用方針について、を議題といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

国府南小学校への小規模特認校制度の適用については、毎年評価を実施することとしているため、同校の令和7年度の取組を評価し、令和9年度の小規模特認校制度の適用方針について、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第10号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

五十嵐委員

国府南小学校に関しては、去年学校訪問させていただいたんですけども、確かに児童数は少ないんですが、先生方もすごく工夫されていて、廊下には子どもが興味を惹くような、宇宙の星を拡大した写真だとか、大人が見ても楽しめるようなものが掲示されていました。子どもが将来的に興味を持つような掲示で、NASAなどの宇宙開発や宇宙に関する分野に進む子も出てくるのではないかと聞いた、工夫がされていたのがすごく印象的でした。小規模特認校というのは、例えば、普通の小学校に入学して、途中から小規模特認校に編入するといったことは可能なんですか。

教 育 長

それは年度途中でということでしょうか。

五十嵐委員

例えば3年生から4年生になるときに、学区内の学校ではなく、小規模特認校に転校するといったことが可能かということです。

教育総務課主幹

年度当初よりも少し前から、手続きをする保護者の方が多いです。それは1年生からということだけではなく、2年生から3年生、3年生から4年生といった区切りで小規模特認校に通いたいという方が非常に多くなっています。ただ、年度の途中でも相談に来られる方はいますので、それを学校に繋いで、学校の許可が出れば途中から通い始めるということも可能としています。ただ割合は少なく、

多くの方が年度の区切りで行っています。

五十嵐委員
教育総務課主幹 臨機応変にやっているということですね。

教育長 ただ条件としては、市内に住所があることとしています。稀に茨城の方から入れないんですかという問い合わせがあるんですが、市内のみということでお断りしています。

教育長 丁寧に面談をしたり連絡を取り合ったりして、必要であれば年度途中でもやぶさかではないということですね。

教育総務課主幹 必ず学校での面談をしていただいております。校長先生と教頭先生、保護者で話し合い、学校の見学にも必ず行っていただいて、それから決めていただきます。毎回学校相談の上、オープンスクールや通常の授業を見る機会を行っていますので、かなりの情報を得てから決めていただいております。

教育長 教育的配慮ということで、かなり柔軟にやっていただいているということですね。

五十嵐委員 国府南小学校だと学校運営協議会の人たちが「oneclass」というプロジェクトを積極的にやられていて、特色ある授業や体験などもされているのかなと感じていますので、ぜひ継続してやっていただけたらありがたいと思います。

教育長 「oneclass」で展開されている内容というのは、すごく価値があるなと思っています。大阪万博とも連動していたり、今は小学校でも中学校でも高等学校でも、探求学習の必要性が叫ばれていて、まさに探求学習を展開できている学校かなと思います。ボランティアの方々もたくさん入り込んで、コミュニティ・スクール推進委員が中心となってやってくださっているそうです。他にご質問等ございますか。

後藤委員 先ほど五十嵐委員がお話しされましたが、私も10月22日に、国府南小学校に学校訪問させていただきました。大岡校長先生のお話や様々な授業を見る中で、私を感じたのは、少人数の特認校でなくても参考になる、他の学校がもっともっと取り入れて良いような、そういった教育活動を盛んにしているということです。例えば、全教職員が担任であり、学校全体が家庭的な共同体であり、1つの大きな家庭なんだということで、個人的な指導が徹底できるとか、異学年交流が自然にできるなどの様々な成果があるかと思います。一方では、これは保護者側の目線だとは思いますが、中学校に入ってからが心配という声もあるかと思います。それから、先生方の目線からですと、少人数であっても、通常校であっても仕事の内容はあまり変わらないので先生方の業務が非常に過重になってくるということがあるかと思います。国府南小学校から学ぶことというのは、少人数校だからこそ出来ることを非常に強調して行っているし、またその少ないことである不利をいかに克服するか、という強い意志を校長先生はじめ、先生方がみんな共有していると思います。私は令和9年度も小規模特認校制度の適応について賛成の立場ですが、最後に国府南小学校の令和8年度入学生が4名、その内制度適用者が1名です。これは国府南小だけではなくて、どこの地域の学校であっても、小学校、中学校、高校、そして大学も含めて、少子化の影響を受けていますよね。この入学児童数、そして制度適用者がこれから増えていくという期待は持てないと思います。そういった中で何とか今までの国府南小学校のスタンスをもっともっと出していただくといいんじゃないかなと思います。先生方の負担が大き

すぎてしまうと心配ですが、授業を見ている限りにおいては、先生方が非常に前向きなんです。そういった意味では本当に学ぶことが多かったという印象があります。

教 育 長
館 野 委 員

他にはいかがでしょうか。

「oneclass」の取り組みは毎回楽しみにしていて、これほど地域に愛されている学校はないなと思っています。小規模特認校で児童数が少なくなる中で、特徴的な大きな瓦屋根の校舎は建てられてからかなりの年数が経っていて、老朽化も進んでいるという話を聞くと、施設の維持管理もきっと大変になるんだろうなということを予想してしまいます。地域外から来る子どもたちの利用の多さを考えると、すごく大切なものだと思いますが、施設の維持管理が結構大変になってくるんだろうなと感じました。

教 育 長
館 野 委 員
教 育 長
岩 崎 委 員

特徴的な校舎ですからね。

残して欲しいと思う反面、莫大な費用がかかるんだろうなと思いました。

ありがとうございました。続いて岩崎委員お願いいたします。

1点目が、複式学級が解消されていないということだったんですけども、令和8年度の複式学級の予定のクラス数と学年を教えてくださいということです。2点目が、もし小規模特認校制度の継続を認めないとなったときには、現在いる子どもたちはそのまま引き継がれて、次の学年から入ってくる子どもたちが、学区内の学校にしか入れないという理解でいいのか、その辺りを詳しく説明していただければと思います。

教育総務課主幹

令和8年度見込みとなりますと、まず16人か17人かというのが、小学校の複式学級になるかどうかの線引きになります。例えば2つの隣り合わせた学年を合わせたときに、16人の場合は複式学級になるので、それでいきますと現在の5年生と6年生が複式学級の対象となります。ただし、1年生につきましては、また別の基準になりますので、1年生と2年生は合わせて16人ですけども、この場合は令和8年度については複式学級という捉え方はしません。ただ、このままですと来年度2年生、3年生に上がった時に複式学級の対象となります。

教 育 長

5年生と6年生が複式学級の対象となる組み合わせということで、1人市費負担教職員の方を入れて、1クラスずつにするということですね。また、1年生を含む場合は8名以内が複式学級となる基準なので対象にならないということですね。1年生については対応が大変だということで、1年生を含む場合は8名を超えていけば複式学級にはならないということですね。

教育総務課長

2点目の質問につきましては、制度利用で国府南小に入学された方については、卒業されるまでは国府南小に通うということで問題はありません。

教育総務課主幹

先ほど入学者が4名、制度利用者が1名しかいないとありましたが、実際に事前に通学区域の変更をして別の学校に行っていたりだとか、様々な要素がありますので、地元のお子さんがこのままどうなるかということ、やはり減少傾向が続くという想定ではあります。

教 育 長
西 脇 委 員

ありがとうございました。続いて西脇委員お願いいたします。

40人学級で育ってきた私から比べたら、すごく羨ましい環境だなと感じますが、学力の面ではどうですか。

教育総務課主幹 今どの程度の成績が取れているかのデータが明確に出ていませんので、お答えできず申し訳ありません。

教 育 長 他にはいかがでしょうか。

— なし —

教 育 長 それでは、議案第10号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 議案第10号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第12号 栃木市社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。生涯学習課 長澤課長より、説明をお願いします。

生涯学習課長 [説明要旨]

本市の社会教育主事の資格認定に関する事務については、栃木県教育委員会から権限移譲を受けている事務であり、今般、栃木県教育委員会の社会教育主事の資格認定に関する規則の一部が改正されることに伴い、栃木市社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第12号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

岩 崎 委 員 社会教育主事という言葉に馴染みがないのですが、学校の先生はどのくらいの割合で保有しているのでしょうか。個人的には管理職を任される方は、こういう資格を持っていた方が地域との繋がりを大切にするといい意欲が高いとか、意識が高い人が取得しているのかなと思っていましたものですから、何か分かるようなものがありましたら教えてください。

生涯学習課長 社会教育主事は社会教育法で定められておりまして、教育委員会に社会教育主事を置くとなっております。現在栃木市につきましては、栃木市教育委員会が発令いたしました社会教育主事が2名、生涯学習課にあります。今回の改正ですが、社会教育主事になるためには、社会教育法の中で資格認定の基準が決められておりまして、大学に2年以上在学をし、62単位以上取得しており、社会教育の業務を3年以上経験している人だったり、教員免許を持っていて、教員を5年以上経験している方ですね。ただそういった要件に該当しない方でも、県の教育委員会が認めれば、社会教育主事として発令してよいとなっておりますが、認めるための業務を市が県から権限移譲されておりまして、今回文部科学省において、大学の在学や教員免許の取得がなくても実務経験が豊富であれば、資格認定ができるように省令が変わったため、県が資格認定に関する規則を改正するにあたり、権限移譲されている市においても同様に改正するものとなっております。ただ、県でもあまり例が無いようで、令和元年以降申請された方はいないと伺っております。また本市においても今まで認定したことはありません。

教 育 次 長 岩崎委員がおっしゃっているのは、先生方で社会教育主事の資格を持っている方が学校に沢山いるのかなという話だったかと思いますが、毎年講習に先生方を派遣して、資格を取るような形で進めております。

岩 崎 委 員 発令は出ていないけれども、資格を持っている先生は沢山いるということですね。

教 育 長 その件に関しましては、下都賀全体各市町の小中学校の教員の中でどのくらい各

学校に、社会教育主事講習を受けて資格を持っている人がいるかというリストが出ています。各学校必ず複数名おりますが、手元に資料がないので後ほど分かりましたら、栃木市内の教員全体の中で何%が資格を持っているかということをお示ししたいと思います。

岩崎委員

個人的に、昔お付き合いがあった校長先生や社会教育主事の方は非常にボランティアの方への依頼も上手ですし、学校運営に関して、本当に地域の方を取り込もうという意識もすごく高かったので、多くの先生が講習を受講していただくと学校運営の力になっていくのかなと考えていたものですので、できるだけ資格を取る後押しを、教育委員会の方でしていただけるといいのかなと感じました。

教育長

今のシステムとしては、県から今年は栃木市から〇〇先生と〇〇先生を、資格が取れる講習に推薦しますという話がおきてきます。大体各自治体で年間2名ずつくらいかと思います。退職してしまう方もいますが、徐々に増えているかと思います。岩崎委員がおっしゃったように、とちぎ未来アシストネットを展開するにしても、地域コーディネーターと学校コーディネーターが核となっているわけで、社会教育主事講習を受けた方が学校コーディネーターをおやりになると、非常に回転がスムーズかなと思います。校長先生の中でもやはり社会教育主事経験者の校長先生は、視野が広いというか社会に開かれた学校経営といった点では、非常にスムーズにされているかなという傾向はあります。

生涯学習課長

社会教育主事の有資格者の教員の数についてですが、令和7年度においては学校への配置率が77.1%となっています。配置校数は105校中81校です。有資格者の教員の数については、令和8年度4月1日付けで182名、その内134名が学校に配置されています。小学校が95人、中学校が39人です。その他の方については市町教育委員会に26名、県の教育委員会に22名ということで、全部で182名ということでした。

教育長

この数字は下都賀全体でということでしょうか。

生涯学習課長

下都賀教育事務所管内の数字です。

教育長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

後藤委員

県の仕事を委任してやっているということで、今までは教育委員会が認めるものという非常に大雑把な基準だったものが、改正案では、認定基準が明確になったかと思います。メリット、デメリット両面あるかと思いますが、具体的になったということは、より素晴らしい社会教育主事を誕生させたいという思いがあるからなのかなと思います。今回の改正については、県の改正に伴って、栃木市も改正するということですね。

生涯学習課長

そうです。

教育長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

大塚委員

先ほど県から今回はこの先生を講習会に推薦するという流れをお話されていましたが、例えば栃木市教育委員会から今回はこの先生をお願いしますと依頼することはできないのでしょうか。

生涯学習課長

先生につきましては、県の方からリストが送られてきますが、市の職員については、毎年予算を取っておまして、講習を受けるようにはしております。ただ、この講習は大体7月中旬から8月お盆前くらいまでの3週間以上にわたる長い期

間の講習となっております。なるべく生涯学習課や公民館の職員が受けるようにはしてまして、昨年は公民館の職員が1名、一昨年も1名受けております。市の職員も講習を受けるようにしています。

教 育 長
生涯学習課長

それは市から県に受けさせて欲しいとお願いをしているということですか。講習を開くにあたりまして、各市の方に誰か受けたい人はいますかという照会がありますので、その際に希望者を報告しています。

教 育 長
生涯学習課長
教 育 長

それは、教員とは別にとのことです。教員とは別枠です。

西 脇 委 員
生涯学習課長

教員につきましては、県の職員ということもありますので、相応しい人を県教委の方から〇〇先生をといた推薦がくるんですよね。他にはいかがでしょうか。

社会教育主事とはどういった方々なんですか。

生涯学習や青少年教育、家庭教育といった学校教育以外になりますが、地域の社会教育の企画や実施だったり、社会教育を行う方々への指導や助言をできる資格となっております。

教 育 長

学校と家庭と地域の連携を強化するために様々な働きかけや活動をしたり、地域の教育力を高めるためのアドバイスをしたり、研修や講習会を開いたりしています。社会全体で教育がなされるようにということで、ポイントとなる方々かと思えます。それでは、議案第12号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

議案第12号について、原案のとおり可決いたしました。続きまして、「議案書2」をご覧ください。協議第1号 栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。保健給食課 寺内課長より、説明をお願いします。

保健給食課長

〔説明要旨〕

栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金における交付の対象者の要件を拡大するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金交付要綱の一部を改正することについて、協議を求める旨説明。

教 育 長

簡単に言うと、宗教上の理由であるとかアレルギーに限らず、補助金交付の対象を広げるということですよ。協議第1号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

岩 崎 委 員

補助金の額はどれくらいを想定しているのでしょうか。人数や予算額等が分かれば教えていただきたいです。また、財源としては国庫補助が入るわけではなく、栃木市が単独で行うものなのか教えていただければと思います。

保健給食課長

財源としては市の予算となり、補助等はありません。人数につきましては、あくまでも令和8年度の予算要求時に想定したものです。アレルギーを理由とする場合は96人、宗教上の理由については49人、合計145人を想定しております。ただ、アレルギーの方については、突然発症する場合がありますし、反対に症状が良くなって、給食が食べられるお子さんもいらっしゃいます。宗教についても、外国籍の方で転出入がありますので人数は変動があるかと思えます。金額については、アレルギーの方が2,469,500円、宗教上の理由の方が2,77

6,410円で合計5,245,910円を予算計上しております。

岩崎委員 これは一般的に他の市町村もやっている事業なんですか。それとも栃木市が独自にやっているような事業なんですか。

保健給食課長 今回給食費が無償化になることで、これから補助を考えていく市町村もあるかと思えます。

岩崎委員 あまり近隣でやっていなければ栃木市の独自事業として、しっかりアピールしていくといいのかなと思えました。

教育次長 本市は令和3年から、小学校6年生と中学校3年生を対象に給食費を無償化しています。しかし、アレルギーの方々は恩恵を受けられないということでしたので、その時に補助金の制度を作りました。そういった点からすると、栃木市は近隣の市町よりも先駆けて着手したと思えます。令和8年から全市町で給食費が無償化になりますので、本市にならって、他の市町もアレルギー対応に関する補助金の制度を作っていくのかなと想定されます。

教育長 ありがとうございます。それでは、協議第1号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教育長 協議第1号について、異議なきものと認めます。次に、議案第7号 栃木市就学援助費交付規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課 飯島課長より、説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和8年度からの市内公立小中学校の学校給食無償化により、市内公立小中学校に在籍する要保護・準要保護者で、食物アレルギー等の疾患により対応食を持参している児童生徒の保護者への経済的支援については、栃木市学校給食における食物アレルギー等対応食補助金で対応することとなる。当該補助金との重複を避けるため、所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市就学援助費交付規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教育長 議案第7号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

五十嵐委員

知り合いでアレルギーのお子さんを持つ保護者がいますが、この補助金はアレルギーを持った子ども用の給食メニューを考えてくれるということなのではないでしょうか。知り合いのおさんの家庭では、自宅から何か作って持って行って、毎回自宅から持っていくと、それに対しても結構費用がかかってしまうかと思うので、どのような補助金なのか教えていただきたいです。

保健給食課長

アレルギーによって給食が食べられないお子さんについては、1食単価×給食を食べられなかった回数の金額を補助します。その他に、例えば牛乳が飲めないとか、逆に牛乳だけが飲めるというお子さんに対しても、単価×回数の補助を行います。

教育次長

アレルギーによって異なりますが、給食が食べられない場合には、栄養士等と話し合っ、自宅でお弁当を作ってきていただくこととなります。保健給食課長が言ったように1食の単価がありますが、おそらく毎日給食を食べることはできないので、単価に給食が出た回数を掛けた金額を保護者の方に支援するという制度になっています。先ほど乳糖不耐症についての話があったかと思えますが、牛乳

が飲めない子については、ご家庭からお茶等を持ってきてもらいます。そうした購入費についても、牛乳の単価×回数で支援をするという補助金制度になっています。おそらく給食ほど安くお弁当を作ることは出来ないと思うので、経費の一部を補助するという制度になります。

五十嵐委員
教 育 長
教 育 次 長

アレルギーを持った生徒用に何か別のメニューを出すことはないんですよね。代替食ということですかね。

例えばプリンが給食に出た時に、卵アレルギーの生徒がいる場合には、ゼリーを提供するといった対応はさせていただきます。どうしてもできないものについては申し訳ないですけど、ご家庭でご用意していただくという形になっております。別メニューのものを作って出すというのが代替食ですよね。それを受けているお子さんもいらっしゃいます。お子さんによって様々で複雑なんですよね。症状によって対応できないものもありますし。

教 育 長

五十嵐委員

以前校長先生から聞いて驚いたのが、牛乳アレルギーのお子さんで例えば、隣の子が少し吐き出してしまって、それが皮膚についただけでも、駄目な子がいるというので、重度のアレルギーを持つお子さんがいるクラスだと心配ごとも多いのかなと思いました。

教 育 長

命にかかわることになりますので、アレルギーを持っているお子さんがいるクラスの先生は非常に神経を使っているかと思います。他にはいかがですか。

西 脇 委 員

補助金は毎月振り込まれるのですか。

保健給食課長

学校からの報告を受けて、年度末に支払いをしております。

教 育 長

ありがとうございます。それでは、議案第7号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

議案第7号について、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第11号 栃木市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。保健給食課 寺内課長より、説明をお願いします。

保健給食課長

〔説明要旨〕

給食費の額を改定し、並びに公立小中学校の児童及び生徒に係る給食費の特例を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学校給食費徴収規則の一部を改正することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第11号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後 藤 委 員

先ほどの説明にもありましたように、改正案の「無料とする」という部分の前置きとして、「当分の間」という言葉が入っていますよね。中身が変われば、普通は改正案が出るかと思うんですが、そうではなくて、当分の間という言い方をしているのはなぜでしょうか。

保健給食課長

単年度予算でやっておりますので、予算の関係で「当分の間」という言葉を使わせていただいております。

後 藤 委 員

もし赤字が出るようであれば、児童生徒の無料化がまた変わってくるということですか。

保健給食課長

その点につきましては、現時点では、何とも申し上げられない状態です。

教 育 長

国の方針が変わらなければ、このまま無料に出来るということですかね。

保健給食課長 国の補助が無くなってしまった場合でも、また内部で協議して対応していくことになるかと思います。

教 育 長 それでは、議案第11号について、採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 議案第11号について、原案のとおり可決いたしました。続いて、議案第13号 栃木市いじめ問題対策専門委員会への諮問について、を議題といたします。はじめに、秘密会についてお諮りいたします。本件は、個人情報が含まれる審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会にいたしたいと思います。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

《全員挙手》

教 育 長 全員、「賛成」でありますので、議案第13号は、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会といたします。傍聴人の方は、退席ください。

《秘密会》

教 育 長 次に、日程第4 その他 に入ります。令和8年3月議会 一般質問の答弁概要について、五十畑次長より説明願います。

教 育 次 長 — 令和8年3月議会 一般質問の答弁概要について説明 —

教 育 長 ありがとうございます。次に、令和8年度 運動会の参観について、学校教育課 堀江課長より説明をお願いします。

学校教育課長 — 令和8年度 運動会の参観について説明 —

教 育 長 ありがとうございます。次に、令和8年度 美術館・文学館展覧会スケジュール ほかに3件について、美術・文学館課 高久課長より説明願います。

美術・文学館課長 — 「令和8年度美術館・文学館展覧会スケジュール」、「令和8年度美術館・文学館教育普及スケジュール」、「美術館企画展「中原淳一展」の開催」、「文学館企画展「國學院大學栃木学園図書館所蔵資料展」の開催」について説明—

教 育 長 ありがとうございます。次に、事務局より連絡がございます。

事 務 局 — 令和8年度 定例教育委員会の日程変更についてお知らせ —

教 育 長 ありがとうございます。最後になりますが、令和8年4月1日付 人事異動について、教育総務課 飯島課長より、説明願います。

教育総務課長 — 令和8年4月1日付 人事異動について説明 —

教 育 長 ありがとうございます。最後に、令和8年3月31日をもって異動となる各課長及び主幹より、一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

《異動者あいさつ》

教 育 長 ありがとうございます。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。他に、委員の皆様から何かございますか。

— なし —

教 育 長 これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

—— 午前12時18分 委員会の閉会を宣言した。 ——

令和8年3月27日

教 育 長

署名委員